

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号

改正案	現行
別紙様式第9号（第113条第1項関係） （日本工業規格A4）	別紙様式第9号（第113条第1項関係） （日本工業規格A4）
業 務 報 告 書 第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 <u>（労働金庫名）</u> <u>（所在地）</u> 殿 年 月 日 （労働金庫名） （理事長）氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。	業 務 報 告 書 第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 <u>（労働金庫名）</u> <u>（所在地）</u> 殿 年 月 日 （労働金庫名） （理事長）氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。
<u>業 務 報 告 書</u> 目 次 頁	<u>業 務 報 告 書</u> 目 次 頁
第1～第5（略） （記載上の注意） 1. <u>労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第1項第6号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第1項第1号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> 2. ～5.（略）	第1～第5（略） （記載上の注意） （新設） 1. ～4.（略）
<u>第 1 事 業 概 況 書</u> 第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕	<u>第 1 事 業 概 況 書</u> 第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕
1. ・ 2.（略） 3. 役員 （略） （記載上の注意） 1. <u>労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第1項第6号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第1項第1号若しくは第2号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（労働金庫法施行規則第83条第1項第1号に規定する役</u>	1. ・ 2.（略） 3. 役員 （略） （記載上の注意） （新設）

改正案	現行
<p><u>員又は同項第2号に規定する監事以外の役員にあつては、当該申請書又は労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第19条第1項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者)については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで(当該役員にあつては、当該申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで)の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u></p> <p>2. ~ 4. (略)</p> <p>4. ~15. (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. ~15. (略)</p> <p>(以下略)</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号の2

改正案	現行
別紙様式第9号の2（第113条第2項関係） （日本工業規格A4）	別紙様式第9号の2（第113条第2項関係） （日本工業規格A4）
連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 <u>（労働金庫名）</u> <u>（所在地）</u> 年 月 日	連 結 業 務 報 告 書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 <u>（労働金庫名）</u> <u>（所在地）</u> 年 月 日
殿 （労働金庫名） （理事長）氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。	殿 （労働金庫名） （理事長）氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。
<u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次	<u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次
頁	頁
第1・第2（略） （記載上の注意） <u>1. 労働金庫法第29条の申請書又は同法第91条第1項第6号の規定及び労働金庫法施行規則第83条第1項第1号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u> <u>2. ～4.（略）</u> (以下略)	第1・第2（略） （記載上の注意） （新設） <u>1. ～3.（略）</u> (以下略)

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第 10 号

改正案	現行
別紙様式第 10 号（第 113 条第 1 項関係）	別紙様式第 10 号（第 113 条第 1 項関係）
（日本工業規格 A 4）	（日本工業規格 A 4）
業 務 報 告 書	業 務 報 告 書
第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕	第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕
（労働金庫連合会名） （所在地）	（労働金庫連合会名） （所在地）
年 月 日	年 月 日
殿	殿
（労働金庫連合会名） （理事長） 氏 名 印	（労働金庫連合会名） （理事長） 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。	年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。
<u>業 務 報 告 書</u> 目 次	<u>業 務 報 告 書</u> 目 次
頁	頁
第 1～第 6 （略） （記載上の注意）	第 1～第 6 （略） （記載上の注意）
<u>1. 労働金庫法第 29 条の申請書又は同法第 91 条第 1 項第 6 号の規定及び労働金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 1 号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u>	（新設）
<u>2. ～ 5. （略）</u>	<u>1. ～ 4. （略）</u>
<u>第 1 事 業 概 況 書</u>	<u>第 1 事 業 概 況 書</u>
第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕	第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕
1. ・ 2. （略）	1. ・ 2. （略）
3. 役員 （略）	3. 役員 （略）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
<u>1. 労働金庫法第 29 条の申請書又は同法第 91 条第 1 項第 6 号の規定及び労働金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（労働金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 1 号に規定する役員又は同項第 2 号に規定する監事以外の役員にあつては、当該申請書又は労働金庫</u>	（新設）

改正案	現行
<p><u>法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 19 条第 1 項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者</u>）については、<u>これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員にあつては、当該申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u></p> <p><u>2. ～ 4. （略）</u> 4. ～15. （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p><u>1. ～ 3. （略）</u> 4. ～15. （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第 10 号の 2

改正案	現行
別紙様式第 10 号の 2（第 113 条第 2 項関係） （日本工業規格 A 4）	別紙様式第 10 号の 2（第 113 条第 2 項関係） （日本工業規格 A 4）
連 結 業 務 報 告 書	連 結 業 務 報 告 書
第 期〔 年 月 日から〕 〔 年 月 日まで〕	第 期〔 年 月 日から〕 〔 年 月 日まで〕
(労働金庫連合会名) _____ (所 在 地) _____	(労働金庫連合会名) _____ (所 在 地) _____
年 月 日	年 月 日
殿	殿
(労働金庫連合会名) (理 事 長) 氏 名 印	(労働金庫連合会名) (理 事 長) 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。	年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。
<u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次	<u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次
頁	頁
第 1・第 2 (略) (記載上の注意)	第 1・第 2 (略) (記載上の注意)
<u>1. 労働金庫法第 29 条の申請書又は同法第 91 条第 1 項第 6 号の規定及び労働金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 1 号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「(理事長) 氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u>	(新設)
<u>2. ～ 4. (略)</u>	<u>1. ～ 3. (略)</u>
(以下略)	(以下略)

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第 15 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 15 号（第 152 条の 2 の 11 関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">業務に関する報告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">第 期</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p> <p>金融庁長官 殿 厚生労働大臣 殿</p> <p>提出者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 印</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～13 （略） （記載上の注意）</p> <p><u>1. 労働金庫法第 94 条第 5 項において準用する銀行法第 52 条の 63 第 1 項の指定申請書又は労働金庫法第 94 条第 5 項において準用する銀行法第 52 条の 78 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u></p> <p><u>2. この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</u></p> <p>1～4 （略） 5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p><u>1 労働金庫法第 94 条第 5 項において準用する銀行法第 52 条の 63 第 1 項の指定申請書又は労働金庫法第 94 条第 5 項において準用する銀行法第 52 条の 78 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u></p> <p><u>2～4</u> （略）</p> <p>6 （略）</p>	<p>別紙様式第 15 号（第 152 条の 2 の 11 関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">業務に関する報告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">第 期</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p> <p>金融庁長官 殿 厚生労働大臣 殿</p> <p>提出者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 印</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～13 （略） （記載上の注意）</p> <p><u>この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。</u></p> <p>1～4 （略） 5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） （新設）</p> <p><u>1～3</u> （略）</p> <p>6 （略）</p>

改正案	現行
<p>7 役員の兼職状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>1 労働金庫法第 94 条第 5 項において準用する銀行法第 52 条の 63 第 1 項の指定申請書又は労働金庫法第 94 条第 5 項において準用する銀行法第 52 条の 78 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u></p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p>8～13 (略)</p>	<p>7 役員の兼職状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1～3</u> (略)</p> <p>8～13 (略)</p>